

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

見附市長 稲田亮

見附市規則第29号

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年見附市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「宿日直手当等」を「宿日直手当」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「宿日直手当等」を「宿日直手当」に改め、同項を同条とする。

第26条の2中「100分の210」を「100分の318.75」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第26条の2の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。